主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人手代木進の上告趣意第一点について。

死刑そのものは憲法三六条にいわゆる「残虐な刑罰」ではなく、従つて、刑法死刑の規定が憲法違反でないことは、当裁判所のすでに判例としているところであり(昭和二二年(れ)——九号同二三年三月—二日大法廷判決、集二巻三号一九一頁、昭和二四年新(れ)三三五号同二六年四月一八日大法廷判決、集五巻五号九二三頁、昭和二六年(れ)二五一八号同三〇年四月六日大法廷判決)、今これを改める必要は認められない。それ故、原判決には所論のような違憲のかどはなく、論旨は理由がない。同第二点は、量刑不当の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。

被告本人の上告趣意は、事実誤認、量刑不当の主張を出でないものであつて、刑 訴四〇五条の上告理由に当らない。

また記録を調べても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和三〇年一〇月一一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	本	村	善大	郎
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	小	林	俊	Ξ

## 裁判官 垂 水 克 己